

診療実績の定義について（案）

1. 診療実績集計の目的について

小児がんを診療している施設の再発例を含む治療実績を把握し、公表することを目的とする。集計に関しては、院内がん登録のデータから一部流用し、院内がん登録を行っているがん登録実務者にとって、わかりやすいものとする。

2. 集計対象となる症例の定義

小児がん症例を、「初発」がん・「再発」がんに分けて集計し、それぞれの定義を以下のようなものにする。

「初発」⇒ 院内がん登録の当該年の登録対象のうち、自施設で初回治療（経過観察や初回治療の継続を含む）を行った症例を対象とする（院内がん登録症例区分が 20、21、30、31）。

院内がん登録の登録対象ではない HLH やその他のリンパ増殖性疾患などは、院内がん登録のルールを準用する。

参考：院内がん登録の登録対象

「ICD-O-3（国際疾病分類－腫瘍学第 3 版）における形態コードの性状コードが 2（上皮内癌）もしくは 3（悪性、原発部位）のもので、脳・脊髄腫瘍は原則的に良性でも登録対象とする。上記の腫瘍のうち、入院・外来を問わず、自施設において、当該腫瘍に対して初診、診断・治療の対象となった症例を登録とする」

「再発」⇒ 再発造血器腫瘍・再発固形腫瘍に対する診断日（別紙参照）が当該年であり、自施設で治療を行った症例を対象とする。「再発」とは、完全寛解を確認したのちの再燃を指す。

「難治・治療抵抗例」⇒ 定義が難しいため、集計は行わない。

3. 集計する年齢区分について（今後の検討課題）

今回の集計では、拠点病院現況報告と合わせて、**18 歳以下を対象**としているが、今後 20 歳未満に拡大するか、年齢区分に分けて集計するか、検討が必要。

参考：「小児がん」には様々な年齢の定義が存在する。

- ・ 15 歳未満／以下 → 一般的な「小児がん」の定義
- ・ 18 歳未満／以下 → 18 歳以下が現在拠点病院現況報告などで使われている定義
- ・ 20 歳未満 → 院内がん登録 全国集計などで使われている定義

症例を診断時年齢（ただし年齢の計算は、自施設診断は自施設診断日、他施設診断は自施設初診日を基準として計算する）により「0～14 歳」「15～19 歳」「20 歳以上」の 3 つの区分に分けて集計してはどうか。（ただし、「20 歳以上」の区分で集計するのは小児系診療科が診断治療した症例に限る）区分を増やすのが難しい場合は、今回改めて年齢を定義してはどうか。